

職員の懲戒処分について

本日、下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	1 所 属 行財政局人事部人事課組織定数係長 2 年齢・性別 37歳・男性 3 職位・職種 係長・事務
処 分 日	令和6年7月19日
処 分 内 容	免職
事 案 概 要	被処分者は、令和5年4月26日、当時17歳の被害児童に対して、同児童が18歳に満たないことを知りながら、現金2万円を渡してわいせつな行為をした。 被処分者は、本市職員による事情聴取において、上記が事実であることを認めた。
備 考	・ 被処分者は、令和6年6月18日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の容疑で逮捕された。 ・ 被処分者は、上記の容疑について不起訴処分となった。